

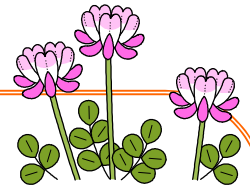


蜜蜂を飼育する方へ

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター

農政部 地域農政推進課 養蜂担当

(Tel:046-823-0210 内線273)



目次

はじめに	2
1. 届出および許可申請	2
2. 家畜伝染病予防法に基づく検査	4
3. 蜜蜂転飼調整	4
4. 書類の記入例	6
蜜蜂飼育届	6
土地使用承諾書	7
蜜蜂飼育変更届	8
転飼許可申請の流れ	9
蜜蜂転飼許可申請書（養蜂振興法：県外から）	10
蜜蜂転飼許可申請書（神奈川県蜜蜂転飼調整条例：県内）	11
5. 届出および許可申請の様式	12
蜜蜂飼育届	13
土地使用承諾書	14
蜜蜂飼育変更届	15
蜜蜂転飼許可申請書（養蜂振興法：県外から）	16
蜜蜂転飼許可申請書（神奈川県蜜蜂転飼調整条例：県内）	17
地域県政総合センター・農政事務所の管轄区域	18
家畜保健衛生所とその管轄区域	19

はじめに

蜜蜂を飼育するには、養蜂振興法に基づき『蜜蜂飼育届』や『蜜蜂転飼許可申請』等の提出が必要になります。『蜜蜂飼育届』は、県内の飼養状況を把握し蜜蜂の適正配置を行うためや、家畜伝染病予防法に基づく腐そ病検査を実施するために、全ての飼養者に提出をお願いしています。また、県内で採蜜のために蜜蜂を移動させたり、県外から新たに蜜蜂を購入したりする場合には、『蜜蜂転飼許可申請』が必要になります。

蜜蜂の飼育を予定している方は、飼育を開始する前に、これらの手続きや飼育方法等について、お近くの地域県政総合センターもしくは農政事務所（以下「県政総合センター等」）にご相談ください（管轄区域については、18ページをご覧ください）。

なお、蜜蜂を飼育する方から提出いただいた届出および許可申請に関する情報は、転飼調整や疾病検査のため、提出された県政総合センター等から神奈川県庁（環境農政局農政部畜産課）および家畜保健衛生所に送付され、共有されます。

この冊子では、それぞれの書式についての記入例と、そのまま利用できる用紙を添付していますので、参考にしてください。また、神奈川県ホームページからも蜜蜂関係届出、申請書等様式がダウンロードできますので、ご活用ください。

●神奈川県HP <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70185/list70225-70567.html>

または、県HPトップから

蜜蜂飼育届

で検索

1. 届出および許可申請

(1) 飼育をはじめる時 → 『蜜蜂飼育届』を提出する

蜜蜂の飼育を始めようとする年の1月31日までに、蜜蜂飼育届を知事に提出します。

また、飼育を継続する場合は、1月1日現在の蜜蜂の飼育状況と年間の飼育計画について、毎年1月31日までに同様に提出します。提出先は、蜜蜂を飼育する方の住所を管轄している県政総合センター等（P18）です（県外に居住されている方が神奈川県内で蜜蜂を飼育する時には、住所のある都道府県にご提出ください）。

《必要な書類》

- ① 蜜蜂飼育届（→記入例：P6、様式：P13）
- ② 土地使用承諾書（自己所有地で飼育する場合は不要）（→記入例：P7、様式例：P14）

(2) 蜜蜂飼育届の内容に変更が生じた時 → 『蜜蜂飼育変更届』を提出する

蜜蜂飼育届で提出された届出の内容に変更が生じた時に、変更後1ヶ月以内に提出してください。提出先は（1）と同じです。

《必要な書類》

○ 蜜蜂飼育変更届 (→記入例：P8、様式：P15)

※蜜蜂の飼育場所を変更（移動）する場合には、蜜蜂転飼許可申請が必要になります。

(3) 蜜蜂を移動する時 → 『蜜蜂転飼許可申請』を提出し、許可を受ける

蜜蜂を採蜜や越冬のために巣箱ごと移動させることを転飼といいます。転飼には事前に神奈川県知事の許可を受ける必要があります、許可を受けた後に転飼を行ってください。新たに蜜蜂を購入したり、譲り受けて飼育をはじめめる方も、転飼許可申請が必要となります。

申請先は蜜蜂を移動させた後の場所を管轄する県政総合センター等です。

※農作物の授粉のためだけに蜜蜂を移動させる場合には、転飼許可申請は不要です。ただし、同時に採蜜を行う場合は必要になります。

●**県外から**蜜蜂を転飼してくる場合：2ヶ月前までに申請をしてください。県外からの転飼では『養蜂振興法』の様式（P16）で申請書類を作成してください。

●**県内で**蜜蜂を転飼させる場合は、10日前までに申請をしてください。県内からの転飼では『神奈川県蜜蜂転飼調整条例』の様式（P17）で申請書類を作成してください。

どちらの場合も、手数料がかかります。神奈川県収入証紙を購入して収めてください（収入印紙とお間違えないよう、ご注意ください）。

※収入証紙は書類に貼らずに、別にして提出してください。

※神奈川県収入証紙は、各地にある交通安全協会等でご購入いただけます。その他の販売所など詳しい情報は、神奈川県のホームページからご確認ください。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f235/>)

手数料について（養蜂振興法、県条例共通です）

1ヶ所ごとに15群まで → 1群につき、150円

1ヶ所ごとに16群以上 → 1ヶ所につき、2,300円

例)

○A地点に12群、B地点に8群の場合：150円×12群+150円×8群=3,000円分の収入証紙が必要。

○A地点に18群、B地点に8群の場合：2,300円×1ヶ所+150円×8群=3,500円分の収入証紙が必要。

《必要な書類等》

① 蜜蜂転飼許可申請書

県外からの転飼（養蜂振興法）（→記入例：P10、様式：P16）

県内での転飼（県条例）（→記入例：P11、様式：P17）

② 土地使用承諾書（自己所有地で飼育する場合は不要）（→記入例：P7、様式例：P14）

③ 転飼先付近の見取図（最寄りの交通機関若しくは主要幹線道路からの地図を添付）

④ 神奈川県収入証紙（手数料分）

2. 家畜伝染病予防法に基づく検査

蜜蜂では、家畜伝染病予防法で『腐そ病』という病気が家畜伝染病（法定伝染病）として定められています。この腐そ病については、蜜蜂を飼育している場所を管轄している家畜保健衛生所が検査を行います。対象者には家畜保健衛生所から検査についての連絡がありますので、ご協力をお願いします。なお前述の通り、蜜蜂に関する届出および許可申請に関する情報は、提出された県政総合センター等から神奈川県庁（環境農政局農政部畜産課）および管轄する家畜保健衛生所に送付され、共有させていただいております。

腐そ病以外にもバロア病、チョーク病、アカリダニ症、ノゼマ病については、家畜伝染病予防法により、発生時には家畜保健衛生所に届け出る義務があります。

日頃から巣箱内をよく観察し、衛生的な管理を行うように心がけ、これらの疾病の発生予防や、まん延防止に努めてください。

なお、蜜蜂が大量に死亡している等、飼育している蜂群に伝染病を疑う異常が見られた場合は、家畜保健衛生所にご連絡ください（家畜保健衛生所の管轄区域については、19ページをご覧ください）。

3. 蜜蜂転飼調整

蜜源の競合を避けるため、また蜜蜂の伝染病を防ぐために、蜜蜂の飼育場所や飼育期間、飼育する群数を調整しています。毎年1月に提出していただく飼育届に記載されたその年の蜜蜂飼育計画をもとに、3月頃に蜜蜂転飼調整委員会を開催し、飼育計画の調整を行っています。

これらの調整の中で、飼育場所や飼育期間が他の飼育者と競合する場合等には、その場所で飼育を予定している蜜蜂飼育者に連絡を取り、計画の変更をお願いすることがあります。予めご承知おきください。

次のページから、

『書類の記入例』をまとめました。

参考にしてください。



ちょっとブレイク…

Q: 日本蜜蜂を趣味で1群だけ飼育しています。このような場合も『蜜蜂飼育届』の提出が必要ですか？

A: 平成25年1月に養蜂振興法が改正され、西洋蜜蜂、日本蜜蜂の別、また趣味や業としての別にかかわらず、蜜蜂を飼育している全ての方が、『蜜蜂飼育届』を提出していただくようになりました。

Q: 毎年、イチゴの授粉の時期になると県外の業者から蜜蜂を購入しています。この場合、『転飼許可申請』は必要ないのですか？ また、1月にも蜜蜂を飼育していることとなりますが、『蜜蜂飼育届』は提出しなくてよいのですか？

A: イチゴ、梅、梨など農作物の授粉のためだけに、適正な数の蜜蜂を導入する場合には、『転飼許可申請』は不要です。また、養蜂振興法上は、『蜜蜂飼育届』の提出の義務はありませんが、神奈川県では授粉用に蜜蜂を飼育している方についても、飼育届の提出にご協力をお願いしています。

なお、授粉だけでなく採蜜も行う場合には、蜜蜂飼育届の提出や、転飼許可申請の手続きが必要となりますので、ご注意ください。



4. 書類の記入例

蜜蜂を飼育する前に提出
以降、毎年1月末までに提出

蜜蜂飼育届

平成28年 1月 16日

記入した日付

神奈川県知事 殿

蜜蜂を飼育する方の、住所、氏名、
電話番号を記入。
自署の場合、押印を省略できる。

住 所 横須賀市日の出町2-9-19
氏 名 横須賀 太郎 ⑧
電話番号 (046)-(823)-(0210)

養蜂振興法第3条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 平成28年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育の場所	飼育蜂群数
横須賀市日の出町2-××	2
その年の始まりに飼育している場所、飼育している蜂群の数を記入	

2 平成28年蜜蜂飼育計画

その年の1月1日から、翌年の3月31日まで記入

飼育の場所	飼育予定最大蜂群数	飼育の期間	備考
横須賀市日の出町2-××	2	H28年 1月 1日から H28年 3月31日まで	趣味(採蜜) セイヨウミツバチ
横須賀市日の出町5-〇〇	3	H28年 4月 1日から H28年 5月 20日まで	〃
横須賀市日の出町2-××	3	H28年 5月 21日から H29年 3月31日まで	〃
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日	

予定している最大の
蜂群数を記入

用途(採蜜、イチゴ授粉用、
日本蜜蜂等)を記入

- 備考
- 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 - 2 飼育計画については、1月1日から翌年の3月31日までの計画を記入してください。ただし、定飼以外で翌年3月31日以降(例えば4月30日)まで飼育する予定の場合は備考欄にその旨記入してください。
 - 3 飼育の場所は、字及び地番まで記入してください。
 - 4 飼育予定最大蜂群数の欄には、飼育の期間中に飼育を予定している最大の蜂群数を記入してください。
 - 5 備考欄には、用途(採蜜、イチゴ授粉用、日本蜜蜂等)を記入してください。

他人の土地で蜜蜂を飼育する時に提出

土地使用承諾書

1 使用場所

蜜蜂を飼育する場所を記入

横須賀 市 日の出町 5-〇〇 番地
郡 町 村

2 使用期間

該当する場所で蜜蜂を飼育する期間を記入

平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

3 使用目的

養 蜂 場

以上のとおり 蜜蜂飼育に使用することを承諾します。

平成 28 年 1 月 16 日

記入した日付

養蜂業者

横須賀 太郎 殿

飼育者の氏名を記入

土地所有者

住 所 横須賀市日の出町2-※※

(電話) 046-823-0△△△

氏 名 三浦 はる子 印

土地所有者の住所、電話番号、氏名を記入。
土地所有者が記入した場合、押印を省略できる。

(注意) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます

蜜蜂飼育届の内容に変更が生じたら**1ヶ月以内**に提出

蜜蜂飼育変更届

記入した日付

平成28年6月12日

神奈川県知事 殿

蜜蜂を飼育する方の、住所、
氏名、電話番号を記入。
自署の場合、押印を省略できる。

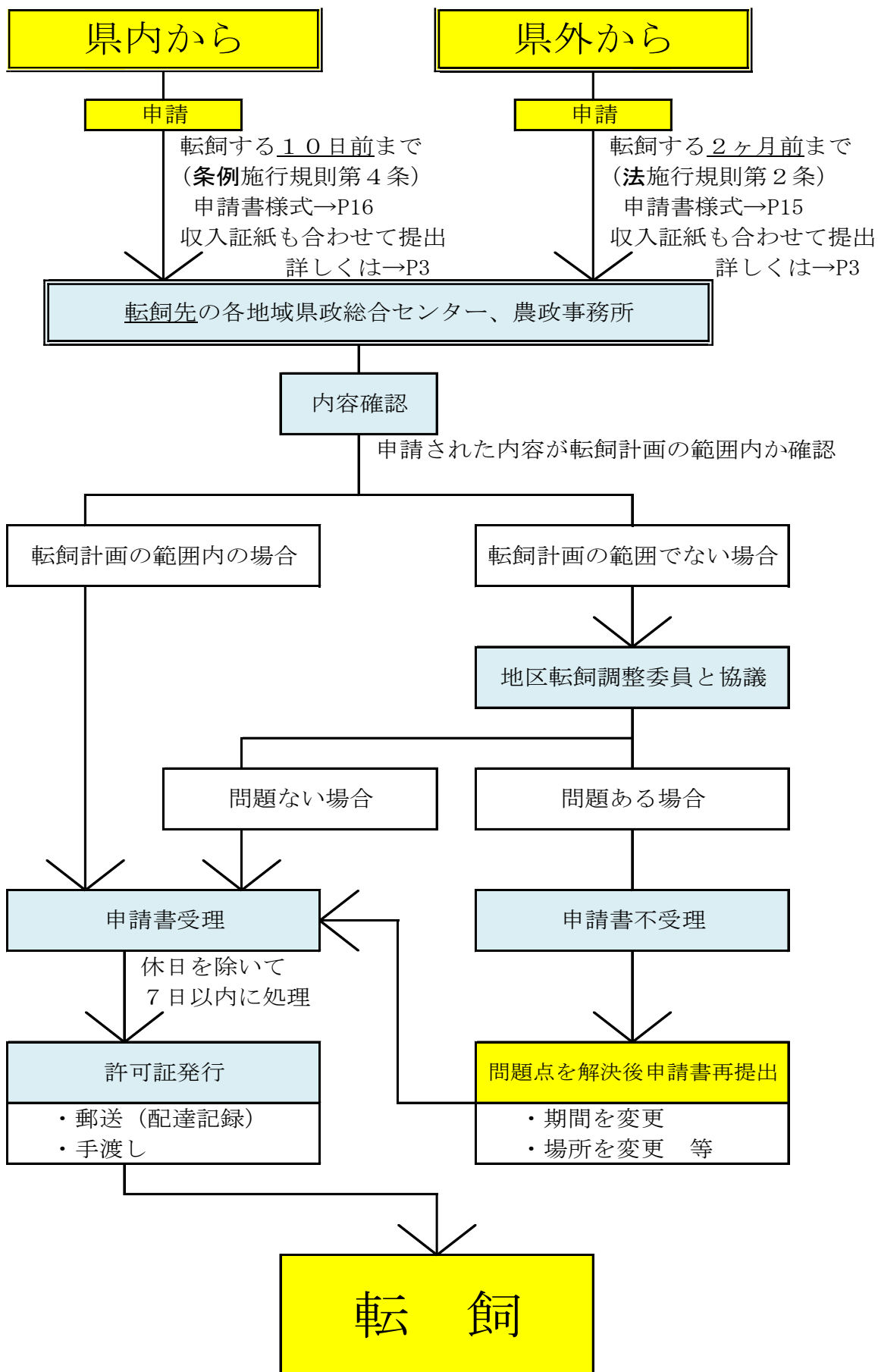
住 所 横須賀市日の出町2-9-19
氏 名 横須賀 太郎 ㊞
電話番号 (046)-(823)-(0210)

養蜂振興法第3条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

変更事項	旧	新	変更の年月日
飼育の期間	H28年5月21日からH29年3月31日まで	H28年5月21日からH29年1月31日まで	H28年6月12日
変更した項目を記入	変更前と変更後の内容を記入	変更した日付	
飼育場所を変更（移動）する場合、合わせて転飼許可申請も必要			

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

転飼許可申請の流れ



この図において、「法」とは養蜂振興法を、条例とは神奈川県蜜蜂転飼調整条例を指します。

県外から蜜蜂を移動する前（2ヶ月前まで）に許可を申請

蜜蜂転飼許可申請書

記入した日付

平成28年11月1日

神奈川県知事 殿

蜜蜂を飼育する方の、住所、氏名、電話番号を記入。
自署の場合、押印を省略できる。

住所 横須賀市日の出町2-9-19
氏名 横須賀 太郎 印
電話番号 (046)-(823)-(0210)

養蜂振興法第4条第1項の規定により、転飼の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

転飼しようとする場所	転飼しようとする場所の土地所有者の住所及び氏名	最大蜂群数	転飼の期間	管理責任者の住所及び氏名
横須賀市日の出町 2-××	横須賀市日の出町 2-9-19 横須賀 太郎(自宅)	2	平成28年 1月 1日から 平成29年 3月31日まで	横須賀市日の出町 2-9-19 横須賀 太郎
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	

逆に書かないように注意

転飼しようとする場所は、
字及び地番まで記入

転飼期間中の
最大の蜂群数を記入

転飼場所や転飼期間が転飼調整結果と違うと調整が必要なので注意

- 備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 2 転飼しようとする場所は、字及び地番まで記入してください。
- 3 最大蜂群数の欄には、転飼の期間中に飼育する最大の蜂群数を記入してください。

添付書類

- 1 転飼しようとする場所の土地所有者が土地の貸与を承諾していることを証する書類
- 2 転飼しようとする場所付近の見取図

県内で蜜蜂を移動する前（10日前まで）に許可を申請

蜜蜂転飼許可申請書

記入した日付

平成28年3月20日

神奈川県知事殿

蜜蜂を飼育する方の、住所、氏名、
電話番号を記入。
自署の場合、押印を省略できる。

住所 横須賀市日の出町2-9-19
氏名 横須賀 太郎 印
電話番号 (046)-(823)-(0210)

次のとおり蜜蜂の転飼の許可を **神奈川県蜜蜂転飼調整条例第3条第1項** の規定により申請します。

1 転飼しようとする場所等

転飼しようとする場所	転飼しようとする場所の土地所有者の住所及び氏名	群数	転飼期間	管理責任者の住所及び氏名
横須賀市日の出町 5-〇〇	横須賀市日の出町 2-※※ 三浦はる子	3	平成28年4月1日から 平成28年5月20日まで	横須賀市日の出町2-9-19 横須賀 太郎
横須賀市日の出町 2-××	同上	3	平成28年5月21日から 平成28年3月31日まで	同上
			年 日 年 月 日	

転飼しようとする場所は、
字及び地番まで記入

転飼期間中の最大の蜂群数を記入

2 現在の飼育場所等

飼育場所	群数
小田原市荻窪350-××	3

記入時（転飼前）の
飼育場所と蜂群数を記入

転飼場所や転飼期間が転飼調整結果と違うと調整が必要なので注意

5. 届出および許可申請の様式

次のページから、すぐに使える

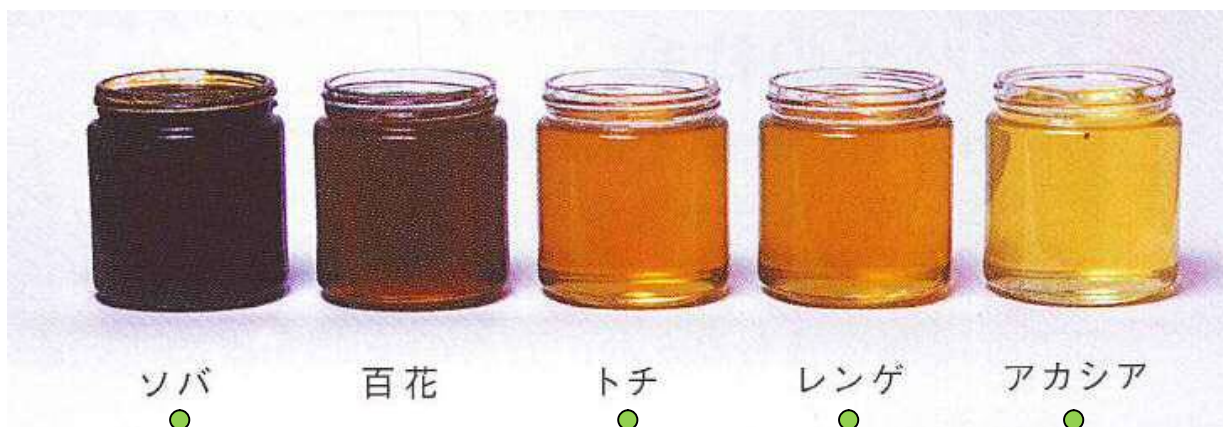
『書類の様式』をまとめました。

ご活用ください。



いろいろなはちみつがあります

農林水産省HPより引用



上の蜂蜜がどの花から取れると思いますか？

線で結んでみてください。



蜜蜂飼育届

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
氏 名
電話番号

印

養蜂振興法第3条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 平成 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育の場所	飼育蜂群数

2 平成 年蜜蜂飼育計画

飼育の場所	飼育予定最大蜂群数	飼育の期間	備考
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	

- 備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 2 飼育計画については、1月1日から翌年の3月31日までの計画を記入してください。ただし、定飼以外で翌年3月31日以降(例えば4月30日)まで飼育する予定の場合は備考欄にその旨記入してください。
- 3 飼育の場所は、字及び地番まで記入してください。
- 4 飼育予定最大蜂群数の欄には、飼育の期間中に飼育を予定している最大の蜂群数を記入してください。
- 5 備考欄には、用途(採蜜、イチゴ授粉用、日本蜜蜂等)を記入してください。

土地使用承諾書

1 使用場所

郡 町 番地
市 村

2 使用期間

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

3 使用目的

養 蜂 場

以上のとおり 蜜蜂飼育に使用することを承諾します。

平成 年 月 日

養蜂業者

殿

土地所有者

住 所

(電話)

氏 名

印

(注意) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

㊞

電話番号

養蜂振興法第3条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

変更事項	旧	新	変更の年月日

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

県外から転飼を行う時の様式

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名

⑩

電話番号

養蜂振興法第4条第1項の規定により、転飼の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

転飼しようとする場所	転飼しようとする場所の土地所有者の住所及び氏名	最大蜂群数	転飼の期間	管理責任者の住所及び氏名
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	

- 備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 2 転飼しようとする場所は、字及び地番まで記入してください。
- 3 最大蜂群数の欄には、転飼の期間中に飼育する最大の蜂群数を記入してください。

添付書類

- 1 転飼しようとする場所の土地所有者が土地の貸与を承諾していることを証する書類
- 2 転飼しようとする場所付近の見取図

県内で転飼を行う時の様式

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住所

氏名

㊟

電話番号

次のとおり蜜蜂の転飼の許可を神奈川県蜜蜂転飼調整条例第3条第1項の規定により申請します。

1 転飼しようとする場所等

転飼しようとする場所	転飼しようとする場所の土地所有者の住所及び氏名	群数	転飼期間	管理責任者の住所及び氏名
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	

2 現在の飼育場所等

飼 育 場 所	群 数

蜜蜂の飼育に関する手続きや転飼についての相談はこちらまで

地域県政総合センター・農政事務所の管轄区域

地 区	問い合わせ先	管轄区域
横浜川崎地区	横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076 電話 045-934-2372	横浜市、川崎市
横須賀三浦地区	横須賀三浦地域県政総合センター 農政部 地域農政推進課 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 電話 046-823-0210 内線2273	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地区	県央地域県政総合センター 農政部 地域農政推進第一課 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111 内線2413	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地区	湘南地域県政総合センター 農政部 地域農政推進課 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 電話 0463-22-2711 内線2414	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地区	県西地域県政総合センター 農政部 地域農政推進課 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 電話 0465-32-8000 内線2616	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

家畜保健衛生所とその管轄区域

家畜保健衛生所	管轄区域
<p>県央家畜保健衛生所</p> <p>〒243-0417 海老名市本郷3658</p> <p>電話 046-238-9111 (代)</p>	<p>横浜市、川崎市、相模原市、 横須賀市、鎌倉市、逗子市、 三浦市、厚木市、大和市、 海老名市、座間市、綾瀬市、 葉山町、愛川町、清川村</p>
<p>湘南家畜保健衛生所</p> <p>〒259-1215 平塚市寺田縄345</p> <p>電話 0463-58-0152 (代)</p>	<p>平塚市、藤沢市、小田原市、 茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、 南足柄市、寒川町、大磯町、 二宮町、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町、 箱根町、真鶴町、湯河原町</p>

